

議案第 1 号

美ら島おきなわ教育の日を定める要綱について

美ら島おきなわ教育の日を定める要綱を別紙のとおり定める。

平成26年 4月16日

沖縄県教育委員会

(別紙)

美ら島おきなわ教育の日を定める要綱

～ 沖縄の未来を拓く人づくり～

沖縄県教育委員会

(趣旨)

第1

沖縄県における学力問題や家庭教育の推進等、教育を取り巻く様々な課題を克服し、「『美ら島』おきなわ」を創造する人材を育成するためには、県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもと、本県教育の充実と発展を図る必要があるため、「美ら島おきなわ教育の日」(以下「教育の日」という。)を定める。

(教育の日)

第2

教育の日は11月1日とする。

(教育の日の取組期間)

第3

教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、教育の日を含む前後1か月間に実施するよう努めるものとする。

(教育の日の取組)

第4

県教育委員会は、教育に関する機関及び趣旨に賛同する団体・企業等の協力を得て、教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うとともに、広く県民への普及に努め、県民による主体的な取組を推進するものとする。

(その他)

第5

この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

要綱案の概要説明

部課名 総務課

1 件名

美ら島おきなわ教育の日を定める要綱

2 制定の経緯及び必要性

沖縄県は、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」を創造することを基本理念に21世紀ビジョンを策定した。

この理念の実現のためには、人材の育成が重要である。

県教育委員会では、平成24年に「沖縄県教育振興基本計画」を策定し、諸施策に取り組んでいるところであるが、様々な教育課題に対し学校・家庭・地域社会がさらに一体となった対応が必要である。

そのため、県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、本県教育の一層の充実と発展を期して「美ら島おきなわ教育の日」を定める。

3 要綱の概要

- (1) 趣旨について定める（第1）
- (2) 教育の日について定める（第2）
- (3) 教育の日の取組期間について定める（第3）
- (4) 教育の日の取組について定める（第4）

4 美ら島おきなわ教育の日の主な取組

- (1) 教育に関するメッセージやアピール（宣言）
- (2) 教育庁各課の関連する事業との連携
- (3) 市町村教育委員会、教育関係機関等への協力依頼
- (4) 趣旨に賛同する団体・企業等への協力依頼
- (5) ポスター、ちらし等の作成